

## 岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第15回）

日時：令和2年(2020)4月24日(金)

14:30～

場所：県庁3階 大会議室

### 議事次第

1 開会

2 議題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

(2) その他

3 閉会

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第15回）出席者

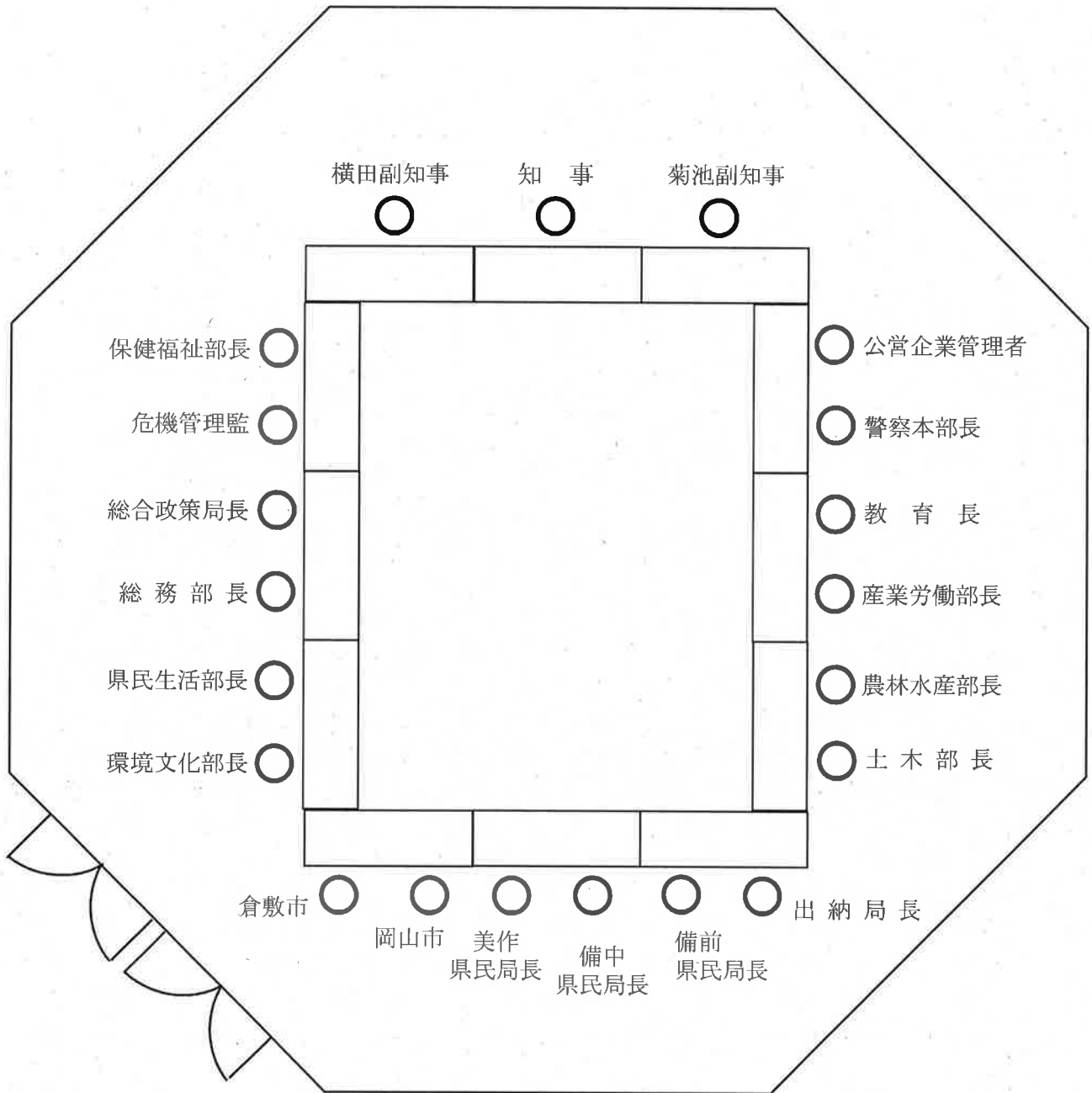
日時：令和2年(2020)4月24日(金)

14:30~

場所：県庁3階 大会議室

出席者	備考
知事	本部長
副知事	副本部長
副知事	〃
危機管理監	本部員
総合政策局長	〃
総務部長	〃
県民生活部長	〃
環境文化部長	〃
保健福祉部長	〃
産業労働部長	〃
農林水産部長	〃
土木部長	〃
出納局長	〃
備前県民局長	〃
備中県民局長	〃
美作県民局長	〃
公営企業管理者	〃
教育長	〃
警察本部長	〃
岡山市保健福祉局長	本部員以外
倉敷市保健福祉局参与	〃

# 岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



## 新型コロナウイルス感染症対策について

### ○ 保健福祉部関係

- ・パチンコ店、県外観光客の多い旅館及びホテル等の営業自粛のお願い
- ・岡山県知事緊急メッセージ
- ・岡山県の対応

### ○ 県民生活部・土木部関係

- ・ゴールデンウィークにおける来県者への対応

### ○ 総務部関係

- ・令和2年度4月補正予算（専決）の概要

(案)

関係事業者の皆様へ

パチンコ店、県外観光客の多い旅館及びホテル等の営業自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組に対し、平素よりご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和2年4月16日から5月6日までの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全都道府県を対象に発令され、本県においても、同法に基づく措置として、全ての県民に対し、不要不急の外出自粛等の要請を行っているところです。

多くの県民の皆様のご理解とご協力をいただき、県内の人出は大幅に減少しております。

しかしながら、一部の店舗では、依然として多くの不要不急の外出が見られ、複数の市長から懸念する声が寄せられています。

また、大型連休を控え、法に基づく休業要請を行っている近隣の府県から観光客が本県を来訪するとの情報も入っております。

これらのことから、県外客の流入による感染拡大が懸念されており、県民の命を守るためには、水際対策が極めて重要であります。

このため、以下に該当する事業者に対し、令和2年4月25日から5月6日までの間、営業の自粛をお願いします。

- 1 県内全域のパチンコ店
- 2 温泉地やリゾート地に立地する旅館やホテルのうち、県外からの観光客の利用が多い施設
- 3 上記以外にも、大型連休中に県内外から多くの観光客の来訪が予想される施設

これは、法に基づく休業要請ではありませんが、県民の安全を預かる知事としてのお願いであります。

関係事業者の皆様には、県民の命を守り、医療体制を維持するため、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組にご理解をいただき、是非ともご協力を賜りますよう、何とぞよろしく申し上げます。

令和2年4月 日

岡山県知事 伊原木 隆太

## 岡山県知事緊急メッセージ（案）

新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、4月16日には、国が緊急事態宣言を行い、岡山県もすべての県民に不要不急の外出自粛をお願いしているところです。

今後、爆発的な感染を徹底して食い止めるためにも、ゴールデンウィーク期間中の適切な行動が極めて重要です。

ご自身の命だけでなく、ご家族の命を守るためにも、以下の点についてご協力を強くお願いします。

○旅行や帰省など、県境を越えた移動は絶対にやめてください。

- ・他地域への移動は、新型コロナウイルスに感染するリスクを高めます。さらに地域間の人の移動は、地域を越えて感染を拡大させる恐れがあります。
- ・大切な人の命を守るためにも、特にゴールデンウィーク期間中に家族、親せき、友人に会うための移動はやめてください。

○外出自粛の徹底により、接触機会を8割減らしましょう。

- ・夜の繁華街は当然として、公園、スーパー、商店街にも「3密」（密閉、密集、密接）はあります。
- ・「3密」は、その中のひとつであっても、感染リスクを高めます。ご自身の命を守るためにも、外出自粛を徹底し、「密」を避けるよう適切に行動しましょう。

○イベントの開催自粛をお願いします。

- ・県内外から多くの人が集まるイベントは、「3密」につながるものであり、感染リスクを高めます。イベントの開催自粛にご協力ください。

令和2年4月 日

岡山県知事 伊原木 隆太

## ゴールデンウィークにおける来県者への対応について

ゴールデンウィーク期間中に、帰省・観光等により人の移動が活発になることが想定されることから、次のとおり取り組み、本県での感染拡大防止を図る。

### 記

#### 1 岡山桃太郎空港での啓発活動

「外出自粛」などを呼びかける啓発活動を実施

実施内容	実施日等
① 空港ターミナルビル内での館内放送 ※4月23日から「自粛要請」の呼びかけを追加放送	4月16日(木)～
② 空港ターミナルビル内へのポスター掲出	4月20日(月)～
③ 国内線到着ロビーでのチラシ配布による啓発	5月2日(土) 飛行機の到着時

#### 2 JR岡山駅等での啓発活動

「外出自粛」などを呼びかける啓発活動を実施

実施内容	実施日等
① 新幹線コンコースでのデジタルサイネージ(15面)による啓発	4月27日(月)～
② 岡山高島屋での懸垂幕掲出	4月29日(水)～
③ 後樂園口(東口)付近でのチラシ配布による啓発	5月2日(土) 10:00～

#### 3 高速道路等での啓発活動

「外出自粛」などを呼びかける啓発活動等を実施

実施内容	実施日等
① 山陽自動車道 瀬戸PA(駐車場からトイレの間の動線上)での チラシ配布による啓発及び検温	4月29日(水) 10:00～
② 県内の高速道路のIC・SA・PA、道の駅、岡山港等の乗り場 にポスター、チラシ等を順次、掲出	4月23日(木)～ 5月10日(日)
③ 県及び岡山市が保有する道路情報板を利用した広報	4月23日(木)～ 5月10日(日)

岡山県へお越しのみなさまへ



新型コロナウイルス感染拡大防止のため

**外出の自粛を  
お願いします**

不安なことがある場合は、次の相談窓口までご連絡ください。

**新型コロナウイルス感染症電話相談窓口**

**TEL:086-226-7877** [24時間対応]

岡山県



# 令和2年度4月補正予算（専決）の概要

## 1. 補正予算のねらい

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に対応するものを中心に、本県において、「感染拡大防止策と医療提供体制の整備」、「地域経済の維持と事業の継続のための支援」に係る事業について、補正措置を講ずる。

本予算について、タイミングを逃すことなく、適切に執行し、引き続き、国や市町村、関係機関等と連携・協力し、県民の命と健康を守り、地域経済を維持するため、全力で取り組み。

## 2. 補正予算額

51億7,334万円

<財源>

国庫支出金  
繰入金等

37億3,539万円  
14億3,795万円

うち財政調整基金繰入金

7億2,758万円

### 3. 項目ごとの事業概要

#### 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

34億8,260万円

##### 【主な事業】

##### ■ 感染拡大の防止

- ・ 幼稚園、保育所、児童養護施設等で使用するマスクや消毒液等の購入・配布等 2億6,031万円
- ・ 高齢者施設等における多床室の個室化改修の支援 1,956万円
- ・ 学校からの遠隔学習機能の強化等 1億6,076万円

##### ■ 医療体制の整備

- ・ 医療機関等で使用するマスクや防護服等の購入・配布 9,642万円
- ・ 検査件数や重症患者の増加に対応するためのPCR検査機器や人工呼吸器等の整備 7億2,929万円
- ・ 患者を受け入れる医療機関への支援 1億円
- ・ 軽症者等の療養を行うための宿泊施設の借り上げ 4億4,962万円

### 3. 項目ごとの事業概要

地域経済の維持と事業の継続のための支援 16億9,074万円

#### 【主な事業】

##### ■ 中小企業者等への支援

- 新たな制度融資の創設に伴う中小企業者等の金利負担を軽減するための利子補助 7億1,452万円
- 各種支援策をワンストップで対応する相談会の実施 667万円
- 経営課題の解決や販路拡大を図るための専門家の派遣 1,007万円
- 経営相談等の企業支援体制の充実を図るための商工会議所等における特別相談員の配置 7,240万円
- ネット通販の開始等、企業活動の維持・回復に向けた自発的な取り組みの支援 3億1,803万円
- 中小企業者等の生産性向上に資する設備の導入や宿泊施設の改修による魅力向上等に係る支援 4億9,304万円

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る岡山県の対応について

### 1 これまでの取組

- 1月7日(火) 保健所及び県医師会・県病院協会等へ注意喚起(1月6日付け厚生労働省事務連絡)
- 16日(木) 専用ホームページの開設
- 30日(木) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- 2月4日(火) 「一般電話相談窓口」の設置、県民へのお願いチラシの作成
- 7日(金) 「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の設置
- 17日(月) 「帰国者・接触者相談センター」を24時間対応に変更
- 19日(水) 「新型コロナウイルスに係る中小企業支援機関の情報共有会議」の開催
- 22日(土) 「岡山県新型コロナウイルス感染症医療連携会議」の開催
- 26日(水) 県主催イベントの開催に係る考え方の方針を決定
- 28日(金) 国から学校の臨時休業の要請を受け、県の方針を決定
- 3月6日(金) 高知県で岡山県在住の患者確認を受け、対応方針を確認
- 12日(木) 「第2回新型コロナウイルスに係る中小企業支援機関の情報共有会議」の開催
- 16日(月) 「岡山県感染症対策委員会」の開催(専門家から意見聴取)
- 19日(木) PCR検査機器の増設(2台体制とし、検査能力が1日約40件へ増加)
- 22日(日) 岡山市在住の患者確認・公表(岡山県内1例目)
- 24日(火) 県主催イベントの開催に係る考え方の方針を改訂
- 26日(木) 特措法の規定に基づく「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- 4月3日(金) 「第3回新型コロナウイルスに係る中小企業支援機関の情報共有会議」の開催
- 7日(火) 特措法の規定に基づく「緊急事態宣言」の発出
- 15日(水) 県南の県立学校57校の休業を決定
- 16日(木) 特措法の規定に基づく緊急事態宣言の区域を全都道府県へ変更
- 17日(金) 岡山県緊急事態措置の決定  
県主催イベントの開催に係る考え方の方針を改訂  
県内の県立学校69校の休業を決定
- 20日(月) 「新型コロナウイルス感染症対策調整本部」「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局」の設置

### 2 対応状況

#### (1) 一般電話相談

県民からの不安など一般的な相談を、専用の電話相談窓口を設置し対応している。

一般電話相談件数	25, 285件
本庁	12, 035件(2月4日～4月22日)
保健所・支所	13, 250件(1月6日～4月22日)

## (2) 帰国者・接触者相談センターへの相談

感染の疑いのある方を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐための調整を行っている。

相談件数 4, 783件 (2月7日～4月22日)

## (3) 検査体制等

県環境保健センターでPCR検査を実施するとともに、県内3施設に検査業務を委託し、検査体制の強化に努めている。

PCR検査実施機関 4機関 (1日当たり約80件対応可能)

実施人数 1, 015人 (2月1日～4月22日、うち他県協力分88人)

※この他、帰国者・接触者外来でも医療保険によるPCR検査が可能

## (4) 医療体制

### ①帰国者・接触者外来

帰国者・接触者相談センターから紹介された感染の疑いのある方の診察を行っている。

医療機関数 31機関 (4月17日時点)

受診患者数 718人 (2月7日～4月22日)

### ②入院病床の確保

今後の感染症患者数の増加を見据えて、病床の更なる確保に努めている。

117床 (34機関) (4月23日時点)

うち感染症指定医療機関における入院病床数 26床

③人工呼吸器 県内保有数 500台

④ECMO 県内保有数 28台

## (5) 生活費の支援

### ①生活福祉資金貸付費

休業や失業を余儀なくされた方々の生活再建に向け、県社会福祉協議会から貸付を行っている。

1, 229件 208, 495千円 (3月25日～4月22日)

### ②住居確保給付金

休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれのある方等に、各福祉事務所が家賃の代理納付を行っている。(4月20日～)

## (6) 医療機関等へのマスクの配布

県が備蓄及び国から提供されたマスクを医療機関、福祉施設等へ配布している。

<医療機関>

2月10日 (87,000枚) 3月18日 (32,000枚)

3月31日 (254,000枚) 4月6日 (253,000枚)

4月13日 (253,000枚) 4月22日 (253,000枚)

<高齢者施設等>

3月30日 (40,000枚)

県内で確認された新型コロナウイルス感染者（4月23日現在）

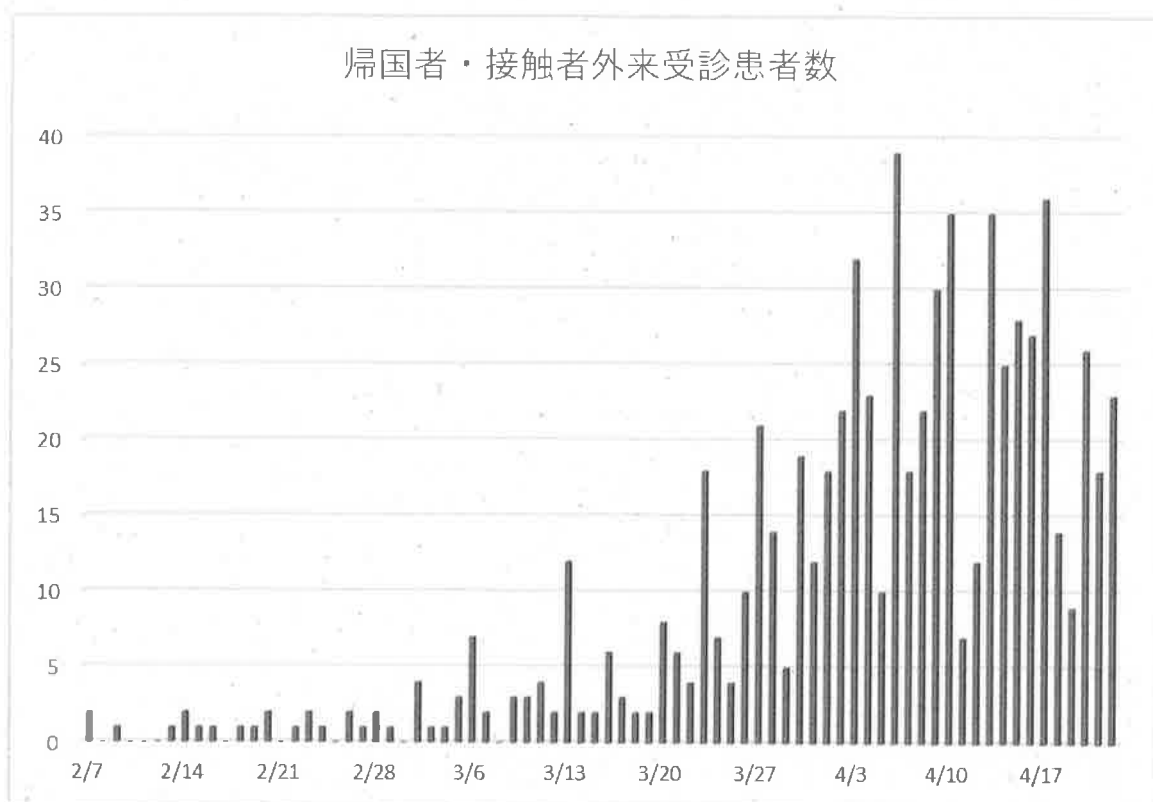
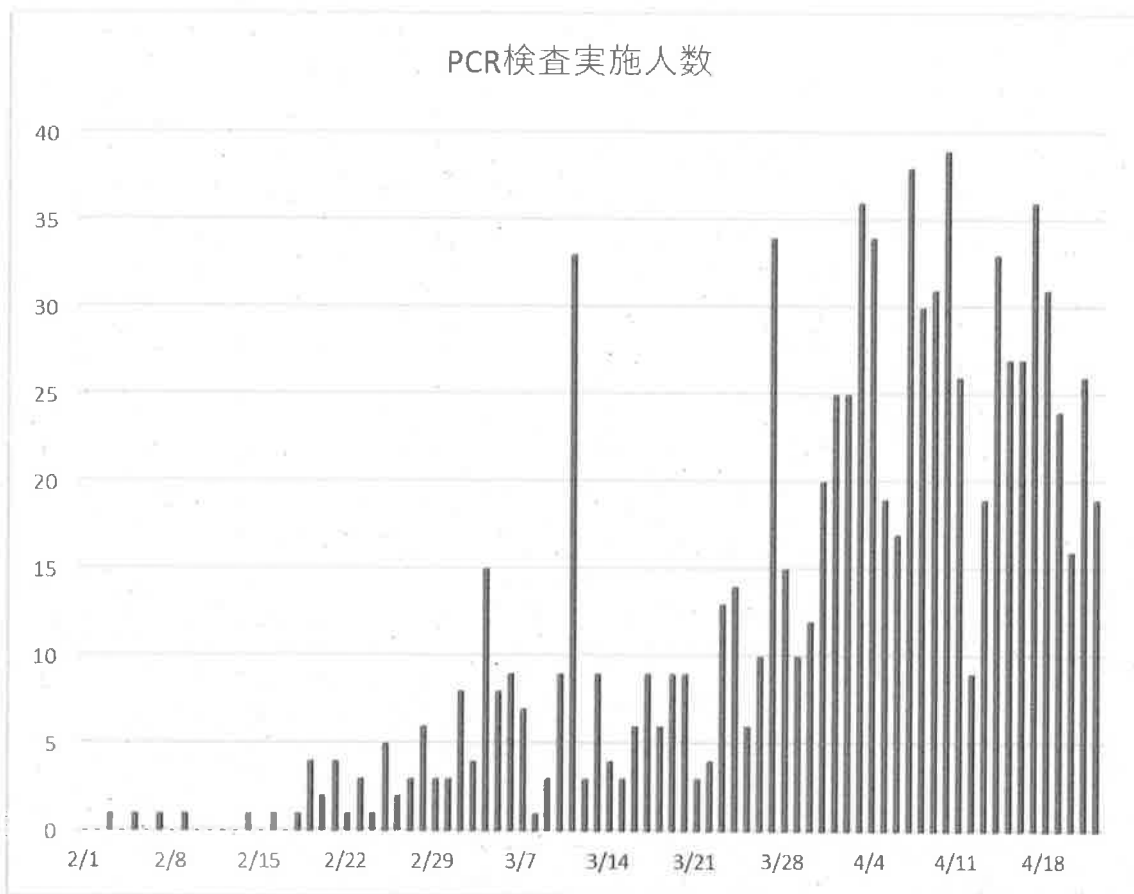
（単位：人）

合 計	入院中	退 院	
		うち退院検査中	
19	14	12	5

（参考）新型コロナウイルス感染者の退院基準（厚生労働省通知による）

- 1 患者の症状軽快後、24時間後（無症状病原体保有者については、陽性の確認から24時間後）にPCR検査を実施。
- 2 1の検査で陰性が確認されたら、1の検体採取後24時間以後に再度採取を行い、2回連続で陰性が確認されたら退院可とする。

(参考 「PCR検査実施人数」及び「帰国者・接触者外来受診患者数」の推移)



# 流行状況に応じた対処方針 (案)

R2(2020).4.21

	感染未確認／確認地域 (早期発見・封じ込め)	感染拡大警戒地域 (重症者の救命／医療体制維持)	緊急事態宣言対象区域 (特別措置法による措置)
外来	<p>【医療機関での感染防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風邪症状がありCOVID-19が疑われる患者は、帰国者接触者外来で対応</li> <li>・電話やオンラインも活用</li> <li>・検体採取専用場の設置</li> </ul> <p>◆ 31機関</p>	<p>【患者増加への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無症状／軽症の場合は、医療機関を受診せず、自宅療養を指導</li> <li>・帰国者接触者外来以外の医療機関でも対応</li> </ul>	左記と同じ
検査	<p>【早期発見】</p> <p>COVID-19疑い患者だけでなく、濃厚接触者や接触の可能性のある者などの検査にもできる限り対応</p> <p>◆ 1日あたり約80件</p>	<p>【重傷者を優先】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重症者の検査を優先する</li> <li>・迅速検査や民間検査機関も活用</li> </ul>	左記と同じ
入院	<p>【感染拡大防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症法に基づき、感染症指定医療機関の指定病床へ入院措置</li> <li>・県調整本部での入院調整</li> </ul> <p>◆ 病床117床 (当面約300床)</p>	<p>【重症者の治療を優先】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重症者は感染症指定医療機関などへの入院を優先し、中等症者は一般病床での入院を調整。</li> <li>・無症状／軽症者は自宅や宿泊施設で受入れ(当面約200室)</li> <li>・県調整本部で受入・搬送調整</li> </ul>	<p>左記と同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時の医療施設での受入れを検討</li> <li>・医療従事者の派遣要請</li> </ul>

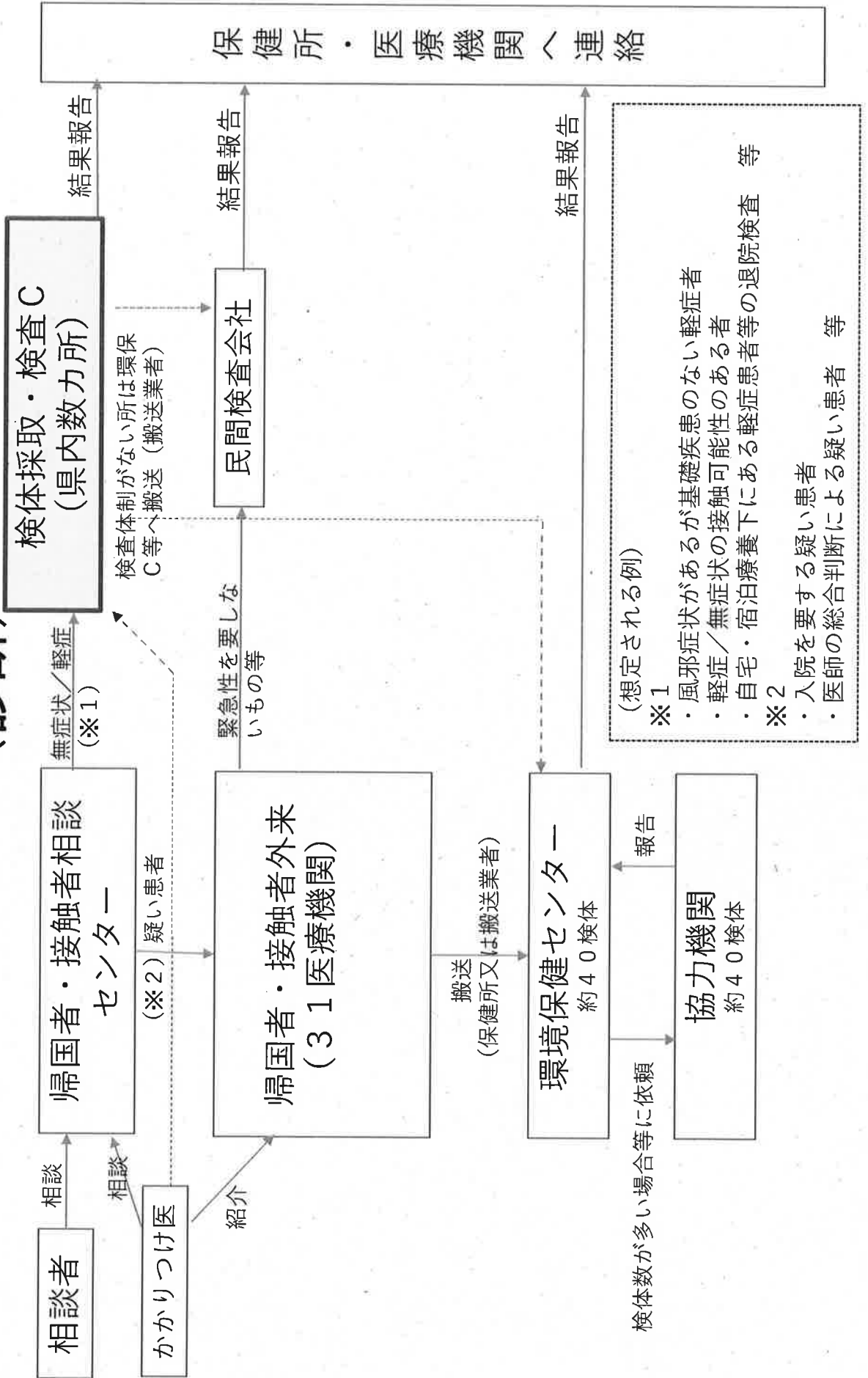
## ※【移行の目安】

- ・直近1週間と比べ患者数が急増  
(県内累計患者数30例程度、複数クラスターが発生、倍化期間が3～4日程度 など)
- ・新規患者に占める疫学リンク不明の患者割合が半分以上
- ・近隣の流行状況や対策を踏まえた判断 等



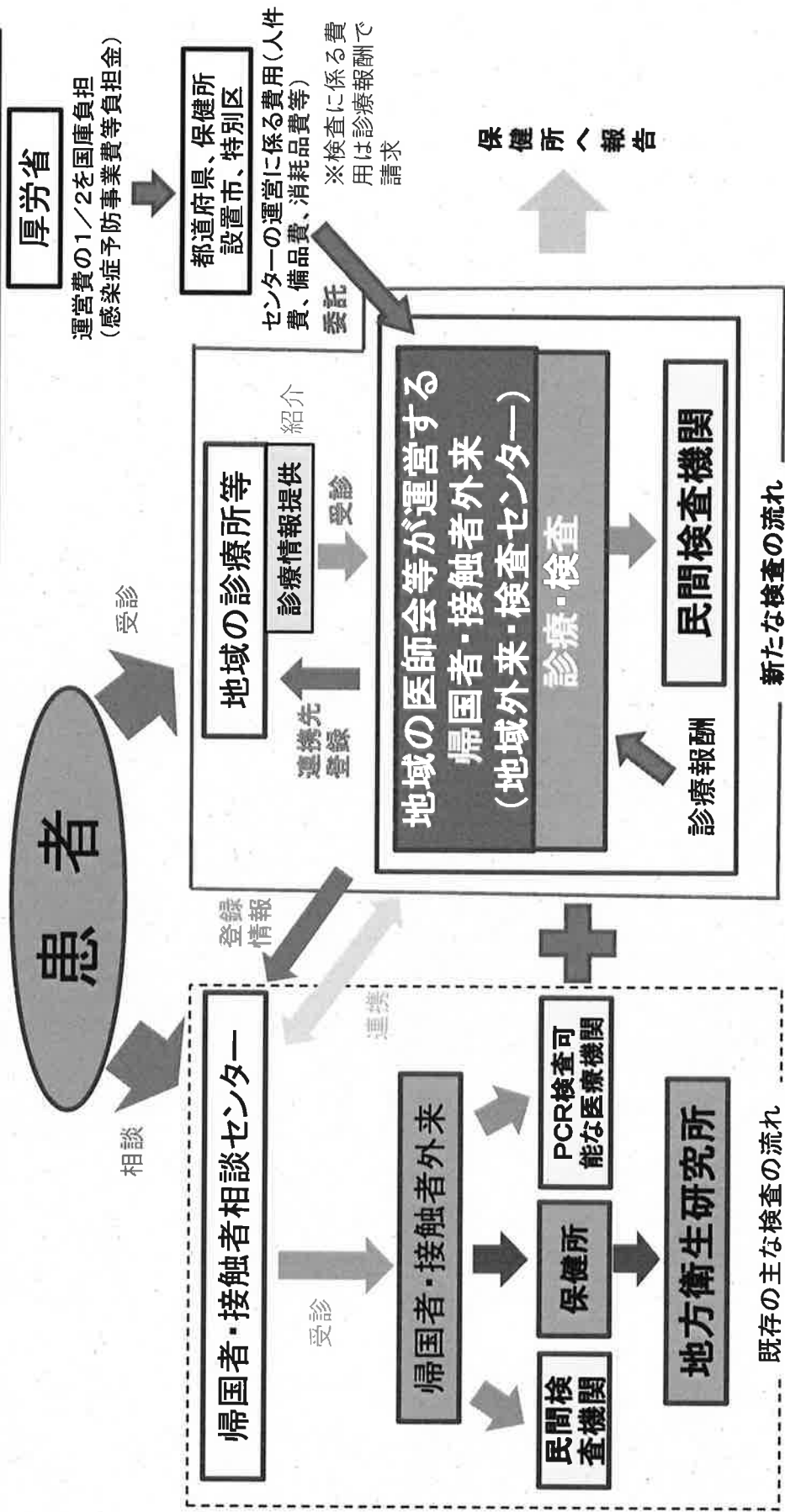
# 岡山県における新型コロナウイルス検査の流れ (案)

## (診断)



# 別添1 都道府県等のPCR検査機能を地域の医師会等に委託するスキームについて

- 感染者の拡大が続いている地域においては、帰国者・接触者相談センターの業務が増加しており、PCR検査を必要とする患者に適切に検査を実施する体制を早急に整える必要がある。
- 地域の実情に応じて、行政と医師会等の関係団体と十分協議のうえ、地域の医師会等が運営する帰国者・接触者外来（地域外来・検査センター）を設け、PCR検査体制を増強する。
- 委託費の2分の1は国が負担。



## 軽症者等の宿泊施設での療養について

### 1 宿泊療養について

新型コロナウイルス感染者の増加に伴い、重症者を優先する医療体制への移行を進めるため、無症状病原体保有者及び軽症患者（軽症者等）等について、次の①から④までに該当せず、病状や病床の状況等から必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した者であって、当該軽症者等と同居している者の中に高齢者等がいることが確認された場合など、県が用意する宿泊施設での安静、療養を行う。

- ① 高齢者
- ② 基礎疾患がある者（糖尿病、心疾患又は呼吸器疾患を有する者等）
- ③ 免疫抑制状態である者（免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者）
- ④ 妊娠している者

### 2 県の対応状況

#### （1）これまでの取組み

岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合を通じて、上記1の趣旨をご理解いただいた上で、県の説明を聞いてみることを希望する旅館ホテル営業施設を募るとともに、宿泊療養に協力する旨の申出があった業者に対し、一部施設については現地確認を行ったほか、借上開始が可能な時期などの確認を行っている。

#### （2）申出のあった施設（4月20日現在）

施設数： 21施設  
部屋数の合計： 1,864部屋

#### （3）今後の対応

申出のあった業者に対し、借上開始が可能な時期のほか、施設の設備や備品の設置状況、借上時の運営方法について確認を行っているところであり、今後、必要に応じて現地確認を行うとともに、宿泊療養を円滑に行うことができる受入施設を確保することとしている。

なお、宿泊療養の運営に当たっては、受付や全体調整等の総括ロジ業務を行う県職員に加え、宿泊者の健康管理を行う看護師等の配置や医師の対応が必要となる。